



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *115 和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課)

規 則

和歌山県規則第115号

和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)の一部を次のように改正する。

目次中「和歌山県消費生活審議会消費者苦情処理部会」を「和歌山県消費生活審議会消費者苦情処理部会等」に、「第30条」を「第32条」に改める。

第2条の次に次の3条を加える。

(合理的な根拠を示す資料の要求)

第2条の2 条例第6条第2項の規定による合理的な根拠を示す資料の提出の要求は、別記第1号様式の2により行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定による合理的な根拠を示す資料の提出は、別記第1号様式の3により行うものとする。

第2条の3 条例第18条第3項の規定による合理的な根拠を示す資料の提出の要求は、別記第1号様式の4により行うものとする。

2 条例第18条第3項の規定による合理的な根拠を示す資料の提出は、別記第1号様式の3により行うものとする。

(情報提供)

第2条の4 条例第6条第3項の規定により提供する情報は、商品等により受けた危害の状況及び指導又は勧告の内容の概要とする。

2 商品等により受けた危害が重大である場合は、前項の情報のほか、あらかじめ、当該商品等を供給した事業者文書で通知した上で、当該商品等の名称、当該事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他必要な事項を公表するものとする。

第3条に次の2号を加える。

(15) 消費者が住居又は業務を行っている場所から退去す

べき旨の意思表示をしたにもかかわらず、退去しないで契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(16) 消費者の拒否の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなしに、電気通信手段により一方的に広告等を反復送信して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

第4条に次の1号を加える。

(6) 商品等を購入する際に本人であることを確認するためのクレジットカード、会員証、パスワード等が第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負わせる条項を設けた契約を締結させること。

第3章の見出し中「和歌山県消費生活審議会消費者苦情処理部会」を「和歌山県消費生活審議会消費者苦情処理部会等」に改める。

第7条中「部会」を「苦情処理部会」に改める。

第8条第1項中「部会に」を「苦情処理部会に」に、「部会長」を「苦情処理部会の長(以下「部会長」という。)」に改め、同条第2項中「部会に」を「苦情処理部会に」に改め、同条第3項中「部会の」を「苦情処理部会の」に改め、同条第4項中「部会に」を「苦情処理部会に」に改める。

第9条の見出し中「部会」を「苦情処理部会」に改め、同条中「第25条」を「第18条の6」に、「部会に」を「苦情処理部会に」に、「部会が」を「苦情処理部会が」に改める。

第10条第1項中「部会」を「苦情処理部会」に改める。

第11条第1項中「部会の」を「苦情処理部会の」に改め、同条第2項及び第3項中「部会」を「苦情処理部会」に改める。

第12条中「部会に」を「苦情処理部会に」に改める。

第13条中「部会」を「苦情処理部会及び条例第29条第7項に規定する他の部会」に改める。

第15条中「第26条」を「第18条の7」に、「第25条」を「第18条の6」に改める。

第16条中「第26条」を「第18条の7」に改める。

第22条から第24条までの規定中「第27条」を「第18条の8」に改める。

第30条の次に次の2条を加える。

(意見陳述の機会の付与)

第31条 条例第39条第2項の規定により事業者意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、当該事業者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 指導又は勧告の原因となる事実
 - (2) 指導又は勧告の内容及び根拠となる条例等の条項
 - (3) 意見書、証拠書類等の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)
- 2 条例第39条第2項の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めるときを除き、意見を記載した書面を提出して行うものとする。
- (知事への申出手続)
- 第32条 条例第23条第1項の規定による知事への申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行うものとする。
- (1) 申出人の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
 - (2) 申出の趣旨、理由及び求める措置の内容
 - (3) その他参考となる事項
- 2 知事は、前項の規定による申出書の提出があつたときは、これを速やかに処理し、その処理の経過及び結果を申出人に通知するものとする。
- 別記第1号様式の次に次の3様式を加える。

別記第 1 号様式の 2 (第 2 条の 2 関係)

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 印

合理的な根拠を示す資料の提出について (通知)

和歌山県消費生活条例第 6 条第 2 項の規定により、貴社 (殿) が供給する商品等について、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼさず、又は及ぼすおそれがないことの合理的な根拠を示す資料を 年 月 日 () までに別紙 (別記第 1 号様式の 3) により提出してください。

1 商品等の名称

2 消費者が受けた危害の状況

別記第 1 号様式の 3 (第 2 条の 2、第 2 条の 3 関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

印

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

合理的な根拠を示す資料の提出について

和歌山県消費生活条例第 6 条第 2 項 (第 18 条第 3 項) の規定により 年 月 日付け 第 号で通知
のありました合理的な根拠を示す資料については、下記のとおり提出します。

記

1 資料の名称

2 資料 別添のとおり

別記第 1 号様式の 4 (第 2 条の 3 関係)

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 印

合理的な根拠を示す資料の提出について (通知)

和歌山県消費生活条例第 18 条第 3 項の規定により、貴社 (殿) が行った取引行為について、当該取引行為が不当な取引行為でないことの合理的な根拠を示す資料を 年 月 日 () までに別紙 (別記第 1 号様式の 3) により提出してください。

1 勧誘等の際に告げられた内容又は広告において表示された内容

2 条例及び条例施行規則に規定する不当な取引行為の該当条項

別記第2号様式から別記第6号様式までの様式中「第26条」を「第18条の7」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「第26条」を「第18条の7」に、「第27条第2項」を「第18条の8第2項」に改める。

別記第9号様式中「第26条」を「第18条の7」に改める。

別記第10号様式及び別記第11号様式中「第26条」を「第18条の7」に、「第27条第2項」を「第18条の8第2項」に改める。

別記第12号様式中「第26条」を「第18条の7」に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。